

下野市消防団員向け

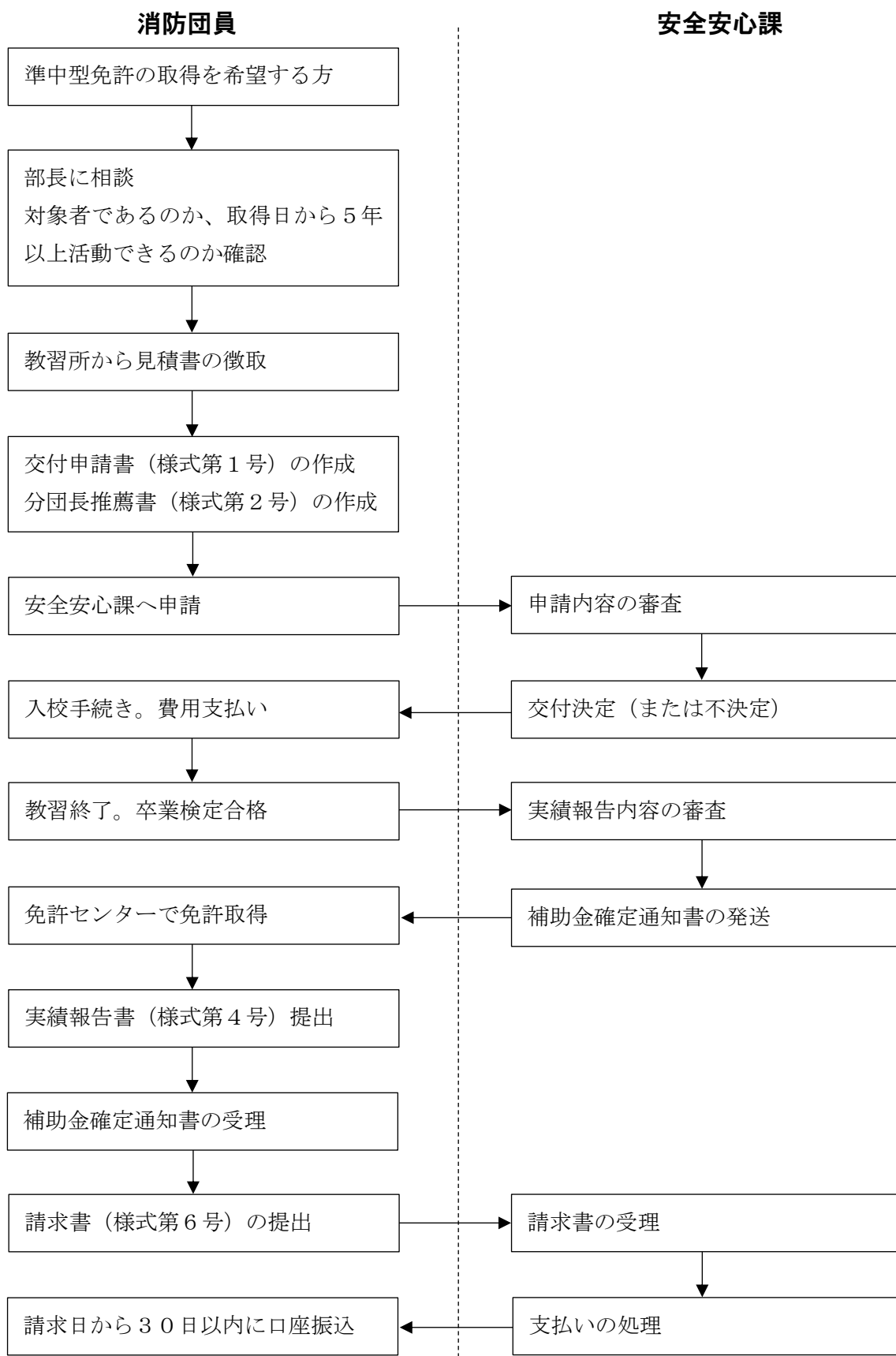
# 下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金制度の ご案内



令和5年4月1日 作成

下野市 安全安心課

# 下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付フロー



## 下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について

### 《交付対象者 誰が申請できるのか》

下野市消防団員に任命された者で、下記の要件をすべて満たす団員

- (1) 普通自動車免許を有すること。
- (2) 所属する部に配備された消防車両を運転することができる免許を有していないこと。
- (3) 補助金の交付対象となる運転免許を取得した日（以下「取得日」という。）から、5年以上団員として消防団活動を行うことを誓約すること。
- (4) 所属する分団の分団長から推薦を受けていること。
- (5) 市税に滞納がないこと。

### 1. 補助金交付申請（第6条）

交付申請書【様式第1号】に次に掲げる書類を添えて安全安心課に提出してください。

- (1) 普通自動車運転免許証の写し  
→免許証の両面をコピーしてください。
- (2) 補助対象経費の額が記載された見積書  
→経費の内訳（入所の費用（入学料）、技能教習・学科教習に係る費用、修了検定（仮免許）費用、卒業検定費用など）が記載された見積書。
- (3) 下野市消防団員準中型自動車免許取得団員推薦書【様式第2号】  
→所属する分団の分団長に記入を依頼してください。

### 《補助金額はいくらか》

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とし、10万円を上限とします。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

### 《いつまでに申請すれば良いか》

- ・ 補助金申請から免許の取得までにかかる期間は、原則年度をまたぐことはできません。準中型自動車免許の取得には通常6日から2週間程度かかることから、補助金交付申請を行った年度の2月末日頃までに免許が取得できるよう計画して申請してください。
- ・ 補助金交付申請は必ず入校前（費用を教習所に支払う前）に行ってください。
- ・ 教習所に指定はありません。
- ・ 取得予定日は余裕を持って設定してください。

### 《教習所から免許取得費用が前払いと言われたが、いつ払えばよいか》

- ・ 補助金交付決定日以前に支払いした費用は対象とすることができません。必ず補助

金交付決定日以降に支払ってください。

やむを得なく、支払日を急ぐ場合は安全安心課まで相談してください。

なお、補助金交付申請から決定まで1週間程度時間を要しますが、補助金が不交付決定となる場合がありますので注意してください。

#### 《一般的な教習所の流れ 普通免許MT所持者の例》

入所（入校）→適性検査→第1段階技能教習4時間→修了検定→仮免許交付→第2段階技能講習9時間、学科教習1時間→卒業検定→卒業→試験場（免許センター）で視力等試験→免許交付

## 2. 補助金交付決定（第7条）

市で申請書の内容を審査し、交付の可否を決定します。結果は決定通知書【様式第3号】でお知らせします。

#### 《経費となるもの、ならないもの》

##### ○経費となるもの

- ・入所の費用（入学料）、技能教習・学科教習に係る費用（適性検査、教習所が購入を求める教材費、効果測定費を含む）、初回の修了検定（仮免許）費用、初回の卒業検定費用

##### ○経費とならないもの

- ・教習所までの交通費、教習所での飲食代、教習所が購入を求める以外の教材費
- ・再受講の費用（いわゆる「乗り越し」等）、各種再検査費用
- ・免許更新（書き換え）の費用

## 3. 実績報告

申請者が免許を取得した日から30日以内、または補助金交付決定のあった年度の末日までに実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて提出してください。

(1) 取得した準中型自動車運転免許証の写し

→免許証の両面をコピーしてください。

(2) 補助対象経費の額が確認できる領収書等の写し

→補助対象経費の領収書はすべて添付してください。

→電子マネー等の支払いで領収書が発行できない場合は、支払いが確認できる画面を印刷したものを添付してください。

市で実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定します。

#### 《補助金が交付されない、または返還しなければならない場合》

補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消す場合があります。

- (1) 取得日から5年以上団員として活動しなかったとき。ただし、当該団員が死

亡、公務中の負傷、疾病又は障害の状態になった場合による退職の場合等、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

※市長がやむを得ない理由が認めるときとして、ただし書きの他に、遠方への転勤や親の介護による退団等が考えられます。5年以内の退団者がいる場合は事務局（安全安心課）までご相談ください。

※自己都合等で取得日から5年未満で退団した場合は、補助金の一部を返還する場合があります。

#### 【返還額の計算方法】

- ① 補助金で10万円を受け取った団員が令和10年10月1日に免許を取得し、令和12年3月31日で退団した場合（取得日からの活動期間1年6か月）。

返還する補助金の額は、交付を受けた補助金額を5で除した額に、取得日から団員として活動した年数を乗じて得た額を差し引いた額とします。ただし、団員として活動した期間が1年に満たない年があるときは、その年は団員として活動した年数に含めません。

- ・補助金額10万円÷5×活動年数1年（6か月は切り捨て）＝2万円
- ・返還額 10万円－2万円＝8万円

- ② 補助金で10万円を受け取った団員が令和10年10月1日に免許を取得し、令和16年3月31日で退団した場合（取得日からの活動期間5年6か月）。

免許取得日から5年以上経過しているので返還はありません。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 準中型自動車免許の取得が予定の期間内に完了しないとき又は準中型自動車免許の取得の遂行が困難となったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

※ (2) から (4) に該当する場合は、補助金の全部または一部について、交付しないまたは返還を求める場合があります。

#### 4. 補助金の請求

市から交付確定通知書が届いたら、補助金交付請求書【様式第6号】を提出してください。

原則、請求日から30日以内に指定の口座にお支払いいたします。なお、振り込みの通知はされませんので口座を確認してください。

## 下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金 Q & A

### 《補助金の対象者》

**Q 1 今度の4月に入団予定の者に先行して免許を取得させることができるか。**

A 1 できない。下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条に「下野市消防団に対し」と定めている。

**Q 2 普通免許を所持していないが、準中型自動車免許取得希望している団員は補助対象になるか。**

A 2 対象とならない。要綱第3条第1項に「普通自動車免許を有すること。」と定めている。

**Q 3 来年度、部のポンプ車の更新が予定されているが補助対象になるか。**

A 3 対象となる。現在配備されているポンプ車が準中型自動車免許を要する車両である場合は、次年度更新が予定されていても対象となる。

**Q 4 3年後に退団を希望する団員は補助対象となるか。**

A 4 対象とならない。要綱第3条第1項第3号で「5年以上団員として消防団活動を行うことを誓約すること。」と定めている。

**Q 5 市の税金を滞納しているが補助対象となるか。**

A 5 対象とならない。要綱第3条第1項第5号で「市税に滞納がないこと。」と定めている。市税を完納した場合は対象となる。

### 《免許取得の時期》

**Q 6 年度（4月1日）をまたいで免許を取得したいが補助対象となるか。**

A 6 対象とならない。補助金は当該年度に免許を取得できる団員を対象とするので、免許取得の時期には十分注意すること。

### 《補助対象の経費》

**Q 7 合宿教習（合宿所に宿泊しながら免許を取得する教習所）も対象となるか。**

A 7 免許取得に必要な経費であれば対象となる。ただし、免許取得に関係のない費用（個室代、基本料金以外の食費、クリーニング代等）は対象とならない。

**Q 8 仮免許の試験に不合格となり、再試験の費用がかかった。**

A 8 対象とならない。再試験や再受講、再検査等、基本費用に追加となる経費は対象とならない。

**Q 9 免許センターで準中型自動車免許に書き換える費用は。**

A 9 対象とならない。教習所での費用が対象となる。

**Q 10 補助金は前払いされないか。**

A 10 前払いされない。免許を取得後に実績報告書を提出し、補助金額確定後の支払いとなる。

#### 《補助の額》

**Q 11 対象経費が17万5千円だったが、補助金はいくらか。**

A 11 計算方法（要綱第5条）

対象経費17万5千円に2分の1を乗じた額（8万7千5百円）の千円未満切り捨て、8万7千円が補助金額となる。

#### 《補助金の返還》要綱第11条及び第12条

**Q 12 補助金を利用して準中型自動車免許を取得し、5年以内に自己都合で退団した。**

A 12 補助金を利用して準中型自動車免許を取得し、5年以内に自己都合で退団した場合は補助金の一部を返還する必要がある。

交付を受けた補助金額を5で除した額に、取得日から団員として活動した年数を乗じて得た額を差し引いた額とする。ただし、団員として活動した期間が1年に満たない年があるときは、その年は団員として活動した年数に含めない。

ただし、退団理由が死亡、公務中の負傷、疾病又は障害の状態になった場合による退職の場合等、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

そのほかに市長がやむを得ない理由として、遠方への転勤や親の介護による退団等が考えられる。

該当する団員がいる場合は、速やかに安全安心課まで申し出ること。

補助金についてご質問などがある場合は、事務局（安全安心課）までご連絡ください

事務局：下野市 安全安心課 危機管理グループ

電話：0285-32-8894 FAX：0285-32-8609

メール：anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

《参考》 下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、消防団活動に必要な、準中型自動車免許を取得する下野市消防団員（下野市消防団条例（平成18年下野市条例第163号）第3条の規定により任命された者をいう。以下「団員」という。）に対し、予算の範囲内において下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下野市補助金等交付規則（平成18年下野市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、下野市消防団条例及び下野市消防団の組織等に関する規則（平成25年下野市規則第6号）の例による。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団員とする。

- (1) 普通自動車免許を有すること。
- (2) 所属する部に配備された消防車両を運転することができる免許を有していないこと。
- (3) 補助金の交付対象となる運転免許を取得した日（以下「取得日」という。）から、5年以上団員として消防団活動を行うことを誓約すること。
- (4) 所属する分団の分団長から推薦を受けていること。
- (5) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）における準中型自動車免許の取得に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 教習所の入所に要する費用
- (2) 自動車の運転に関する技術及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する費用
- (3) 教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）1人につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 普通自動車運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の額が記載された見積書
- (3) 下野市消防団員準中型自動車免許取得団員推薦書（様式第2号）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、



下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、準中型自動車免許を取得したときは、準中型自動車免許を取得した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 取得した準中型自動車運転免許証の写し
- （2） 補助対象経費の額が確認できる領収書等の写し

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金額確定通知書（様式第5号）により当該補助対象者宛て通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- （1） 取得日から5年以上団員として活動しなかったとき。ただし、当該団員が死亡、公務中の負傷、疾病又は障害の状態になった場合による退職の場合等、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） 準中型自動車免許の取得が予定の期間内に完了しないとき又は準中型自動車免許の取得の遂行が困難となったとき。
- （4） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項により、交付の決定を取り消したときは、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前条第1項第1号に該当した場合において、返還する補助金の額は、交付を受けた補助金額を5で除した額に、取得日から団員として活動した年数を乗じて得た額を差し引いた額とする。ただし、団員として活動した期間が1年に満たない年があるときは、その年は団員として活動した年数に含めない。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

下野市長 様

申請者 分団名 第 分団第 部  
住 所  
氏 名  
電話番号

下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書

下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付を受けたいので、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、下記の宣誓・同意事項を遵守することを誓います。

記

- 1 補助対象経費 \_\_\_\_\_円
- 2 免許取得の期間 令和 年 月 日までに取得予定
- 3 添付書類 (1) 普通自動車運転免許証（両面）の写し  
(2) 補助対象経費の額が確認できる書類  
(3) 下野市消防団員準中型自動車免許取得団員推薦書
- 4 宣誓・同意事項 ※以下の項目に宣誓又は同意する場合は☑をしてください。  
 市税の納付状況について、市長が確認することに同意します。  
 補助金の交付を受け、準中型自動車免許を取得した日から5年以上下野市消防団員として活動することを誓います。

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

下野市消防団 第 分団  
分団長

下野市消防団員準中型自動車免許取得団員推薦書

下記の消防団員について、準中型自動車免許を取得させたいので推薦します。

記

氏 名	
所 属	第 分団 第 部
階 級	部長 ・ 班長 ・ 団員
入 団 年 月 日	年 月 日 入団

以上

令和 年 月 日

下野市長 様

申請者 分団名 第 分団 第 部

住 所

氏 名

電話番号

下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け下安指令第 号で交付の決定のあった下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、下記のとおり免許を取得したので下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 免許取得の経費 \_\_\_\_\_円

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 準中型自動車免許取得日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 取得した準中型自動車免許の運転免許証（両面）の写し
- (2) 補助対象経費の額が確認できる領収書等の写し

令和 年 月 日

下野市長 様

申請者 分団名 第 分団 第 部

住 所

氏 名

印

電話番号

下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け下安指令第 号で確定通知のあった下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、下野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円					
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 支店 農協					
	フリガナ 口座名義人						
	口座番号					口座の種類	普通・当座